

（農林水産省農村振興局地域振興課）

項 目 名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長		
税 目	法人税、所得税		
要 望 の 内 容	【要望】 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域（過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）内の地区において、法人又は個人が行う製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る設備投資について、割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%）の適用期限を2年間（令和11年3月31日まで）延長する。		
	【制度の概要】 1. 製造業・旅館業 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合		
	資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下
	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上
			2,000 万円以上
	2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等 （1）対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 （2）取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合		
	【関係条文】 ・ 離島振興法第 19 条 （所得税）租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 3 号、第 15 項第 3 号、第 22 項、第 23 項及び第 24 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 8 項、第 9 項及び第 10 項 （法人税）租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 3 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 3 号、第 16 項第 3 号、第 23 項、第 24 項及び第 25 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項		

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲300 百万円 の内数) (— 百万円)
--	--	-------------------------------------	---

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。 そのため、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、産業の振興を図り、雇用の確保を行うことを通して、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。 (2) 施策の必要性 離島は四方を海等に囲まれていることから、交通手段が船や飛行機等に限定されているため、人の往来及び事業活動に必要な資機材等の輸送に要する費用が他の地域に比較して高額である。そのため、離島における事業活動の継続・拡大を通して雇用の維持・拡大を図るためには、産業基盤等に関する地域格差の是正を図るべく特別の措置を講ずる必要がある。 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。とりわけ、平成 25 年度より現行の割増償却制度となったことにより、島内の中小事業者等の設備投資を促進し、雇用の増加・維持を図ることで、離島の人口流出の抑制に寄与してきた。 他方で、就業者数が減少傾向にあるなど、島内企業を取り巻く状況は厳しく、島外企業による投資を呼び込む重要性は一層増大している。 コロナ禍を契機として企業の地方移転も注目される中、令和 5 年に施行された改正離島振興法では、離島振興計画の記載事項として、企業誘致をはじめとした産業の振興の促進に関する事項が新たに盛り込まれたところである。こうした計画の下、島内外の企業等による投資を呼び込むためにも、営業利益が比較的小さい島内の中小事業者の投資に加え、離島への投資を行う比較的余力のある企業を含め、広くインセンティブとなる本特例措置による支援が引き続き必要である。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄） 第 2 章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （3）強い地域経済の構築 （個性を活かした地域づくり） 過疎地域、離島、奄美、小笠原、半島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。 ○食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定） Ⅴ 農村の振興 5 中山間地域等の振興
--------------------------	---

	中山間地域等の条件不利地域は他の地域と比較して、人口減少や高齢化が急激に進行しており、担い手不足や集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。このため、中山間地域等が直面している様々な課題を克服し、中山間地域等の農業を振興するため、それぞれの地域の実情に応じて、農業を「支える」ための施策、農業で「稼ぐ」ための施策と、農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとして一体的に実施する。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）（抄） （農林水産業その他の産業の振興） 第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 （税制上の措置等） 第十九条 国は、離島について、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するとともに、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図り、並びにその地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、離島の振興のための特別の措置を講ずることによって、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ること等としている第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ○政策評価体系における位置付け 〔大目標〕 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 〔中目標〕 I－5 農村の振興 〔政策分野〕 23 中山間地域等の振興
		政策の達成目標	事業者による新規設備投資を促進することにより、離島における事業活動の継続・拡大が図られる。これにより、離島地域における雇用者数を拡大することを目標とする。 ① 長期的目標 離島における雇用の維持・確保を指標とする。 指標：離島地域において本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 目標値：270 人（社会減の約 2 割） 対象期間：令和 5 年度～令和 14 年度（10 年間） ② 短期的目標 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額を指標とする。 目標値：11.4 億円

			対象期間：令和９年度～令和１０年度（２年間）
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）
		同上の期間中の達成目標	本特例措置の適用を受けた事業者の新規雇用者数 74人 本特例措置の適用を受けた事業者による新規設備投資額 11.4億円
		政策目標の達成状況	令和７年度の新規雇用者数 12人 令和７年度の新規設備投資額 1.85億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和８年度：10件 令和９年度：10件 令和１０年度：10件 ※新規の適用見込みを記載。 ※制度活用の意向に関する離島の事業者への聞き取り結果を基に、「政策の達成目標」を勘案して試算した値。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、事業者は適用期間中の減価償却費を通常より多く計上でき、投資初期段階の税負担が軽減（繰り延べ）されるため、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（減収補填：事業税、不動産取得税及び固定資産税） （関係法令） ・ 離島振興法第20条 ・ 離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 公共事業予算の一括計上 50,979 百万円 ② 離島活性化交付金 1,501 百万円 ③ 離島振興調査費 124 百万円 （令和９年度概算要求額）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	離島振興に係る予算上の措置は、主に国、地方公共団体等が水産基盤や道路等の社会基盤整備、海上輸送費の軽減、観光の推進等を行うものである。また、自治体を実施する企業誘致活動等に関しては令和５年度より予算上の支援を行っているが、これは事業者の設備投資等の資金繰りに対する支援ではなく、自治体を実施する企業誘致のための計画策定やプロモーション等のソフト事業に対する支援措置であり、誘致のための素地を培うものである。

			それに対して、本特例措置は、事業者に対し、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進することで、事業の継続・拡大を図り、就業機会の確保を図ることを目的として実施するものであり、支援目的が異なることから、両者の間に代替性はないばかりか、むしろ予算・税制が一体となって効果を発揮するものである。															
		要望の措置の妥当性	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行う事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。 また、特例措置の対象を全業種としているものでなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。															
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>適用件数</th><th>適用額</th><th>減収額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年</td><td>27件 (41件)</td><td>38.4百万円 (79百万円)</td><td>8.9百万円 (18百万円)</td></tr> <tr> <td>令和6年</td><td>12件 (16件)</td><td>8.9百万円 (14百万円)</td><td>2.1百万円 (2.8百万円)</td></tr> <tr> <td>令和7年</td><td>11件 (14件)</td><td>6.2百万円 (12百万円)</td><td>1.4百万円 (2.6百万円)</td></tr> </tbody> </table> (出典：適用件数及び適用額は関係道府県への調査での確認書をもとに算出。また、減収額は上記適用額に各年度の法人税率を乗算した。) ※令和5年度・令和7年度要望時の適用件数及び減収額の見込み値については、括弧内のとおりである。 (前回要望時との乖離の理由) 割増償却期間は5年間であり過年度から継続して本特例措置が適用された事業者が一定数あるものの、令和5年度税制改正により過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、令和5～6年度において新規の適用実績が無かったため、適用件数等の見込みと実績の乖離が生じている。事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和7年度においては新規適用実績が認められたところであり、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等において税制活用の働きかけを行うとともに、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 <令和6年度調査結果> ① 租税特別措置法の条項 第45条 ② 適用件数 令和4年度：12件 令和5年度：6件		適用件数	適用額	減収額	令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)	令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)	令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)
	適用件数	適用額	減収額															
令和5年	27件 (41件)	38.4百万円 (79百万円)	8.9百万円 (18百万円)															
令和6年	12件 (16件)	8.9百万円 (14百万円)	2.1百万円 (2.8百万円)															
令和7年	11件 (14件)	6.2百万円 (12百万円)	1.4百万円 (2.6百万円)															

		令和6年度：6件 ③ 適用総額 令和4年度：45 百万円 令和5年度：33 百万円 令和6年度：29 百万円
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置は、離島振興において特に重要な業種に係る設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置が活用されることで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、事業活動の継続・拡大及び雇用機会の確保に貢献することが見込まれている。 令和7年度に本特例措置を新規に活用した事業者において、島外からの雇用者を創出した事例もあり、本特例措置が離島における雇用機会の確保に寄与している。
	前回要望時の達成目標	(政策体系における政策目的に係る目標) 離島振興対策実施地域の令和 14 年度末の人口を 263 千人以上とする。 (租税特別措置により達成しようとする目標) 測定指標 離島地域における事業所数 目標値 事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ることを目標とする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和7年度の人口は 309 千人であり、現時点で目標値（令和14 年度末の人口）を上回っているものの、令和4～7年度の人口減少率は過去 10 年間よりも高くなっており、同様のペースで人口減少が進んだ場合、令和 14 年度末の人口は目標値を下回る見込みである。 また、本特例措置により達成しようとする目標（事業所数の今後5年間の増減率が直近5年間の増減率を上回ること）については、事業所数を「経済センサス-活動調査」からデータを流用しており、前回調査（2021 年（令和3年）調査）以降、次の調査結果（2026 年（令和8年）調査）が公表されていないため、現時点で達成度を測ることは困難である。なお、令和7年度の全ての新規適用事業者において、本特例措置を活用して設備投資を行ったことにより、新たな事業拠点が創出されたところ。
これまでの要望経緯		平成5年度 製造業及び旅館業について要望（製造業のみ○） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区における旅館業を追加） 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充（農林水産物等販売業を追加） 除外（ソフトウェア業を除外） 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長

		拡充(取得価額要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)
	平成 21 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 23 年度	適用期限の 2 年延長
		拡充(情報サービス業を追加)
		除外(農林水産物等販売業を除外)
	平成 25 年度	割増償却への改組
		拡充(農林水産物等販売業を追加)
		拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる))
		拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)
	平成 27 年度	適用期限の 2 年延長
	平成 29 年度	適用期限の 2 年延長
	令和元年度	適用期限の 2 年延長
	令和 3 年度	適用期限の 2 年延長(取得価額は圧縮記帳の適用後の金額)
	令和 5 年度	適用期限の 2 年延長(過疎税制対象地域との重複地域は対象外)
	令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 (対象事業の一つである「情報サービス業等」から「コールセンター業等」を除外)

要望内容と自己点検の関係

措置名：特定地域における産業振興機械等の割増償却（離島地域）

- 自己点検を実施した結果、短期アウトカムである新規設備投資額（令和５年度～令和６年度・目標４億円）については、令和６年度時点で新規の適用実績がなかったことから、目標未達成である。令和５年度税制改正時に過疎税制適用地域は離島税制の適用対象外となったことで、離島税制の対象となる離島が大幅に減少し、令和５年度及び令和６年度において新規の離島税制の適用が無かったことが短期アウトカム未達成の要因であるが、事業者への制度周知を強化してきたことにより、令和７年度においては新規適用実績が認められた。本特例措置を活用して設備投資が行われた結果、全ての適用事業者において新たな雇用が創出され、投資促進及び雇用創出の両面において一定の政策効果が認められる。
- また、長期アウトカムである新規雇用者数（令和５年度～令和１４年度・目標２７０人）については、令和７年度時点で１２人と推移しているが、達成途上にあり、引き続き本特例措置を継続する必要がある。
- 新規の適用実績は限定的であるものの、本特例措置を活用して設備投資を行った結果、離島の雇用創出において一定の政策効果が認められるため、最終的な達成目標に向けて適用期限を２年間（令和１１年３月３１日まで）延長することを要望する。
- 本特例措置の政策効果をより一層発現させるため、引き続き、各地方自治体に対して担当者会議等における税制活用の働きかけや、事業者への直接の制度周知を行うことにより、離島における投資促進を通じた雇用拡充に取り組む。